監査公表第8号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施 したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成28年10月6日

新城市監査委員 近 藤 隆 同 鈴 木 達 雄

- 第1 監査種別 定例監査・行政監査
- 第2 監査の対象 環境部 環境政策課、生活環境課
- 第3 監査に当たった監査委員 近藤 隆、鈴木達雄
- 第4 監査の期間平成28年4月26日~平成28年10月3日

第5 監査の方法

平成28年度の監査実施計画に基づき上記の部局に係る平成27年度に実施された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、所管する施設について現地査察を実施した。

第6 監査の結果

事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

環境部

【環境政策課】

意見

環境政策の推進を図るため各種の補助金交付事業を施行されているが、予算額に対し執行率の低いものが見受けられた。補助目的を達成するため、補助制度の周知方法等について検証されたい。

【生活環境課】

指摘事項

- 1 平成27年度当初の年次有給休暇簿等において、一部に不適切な承認方法によるものがあった。新城市決裁規程及び「副市長、部長、総合支所長、課長、自治振興事務所長及び室長の権限に属する事務の一部を委譲した件(通知)」により、適正に処理されたい。
- 2 資源回収団体報奨金については、年度当初に資源回収推進団体登録申請をした団体(行政区)を対象に、年度末に実績報告書の提出を受け、報奨金を交付することとされているが、未登録の団体にも交付されていた。登録申請漏れがないよう十分に周知し、制度に沿って適切に運用されたい。

意見

- 1 平成27年度における委託業務契約104件のうち5割に当たる55件が一 者随意契約によるものであった。業務の特殊性から他者には取り扱うことので きないものが多く、予定価格において積算等が困難な業務も多いが、適正な価 格となるよう情報収集に努められたい。
- 2 クリーンセンター、資源集積センター、埋立処分場、清掃センター、斎苑と 多くの施設があり、施設の老朽化に伴う改修、更新等による維持管理費の増大 が見込まれる。引き続き、施設の長寿命化や管理運営方法の見直し等により、 経費の抑制を図り、施設の効率的な管理に努められたい。
- 3 職員の公用車による事故報告で、公用車の発進、後退時の確認不足に起因するものが見受けられた。交通安全教育等により注意喚起、安全意識の向上を図るとともに、事故原因を分析し、情報を共有することにより、同じような事故が繰り返し起こることのないよう対策を講じられたい。